

平成30年3月5日

厚生労働省医政局研究開発振興課

臨床研究法に係る通知の送付について

平素より厚生労働行政につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

当課所管の臨床研究法について、以下の通知を別添のとおりお送りしますので、ご査収ください。

- ・平成30年3月2日厚生労働省研究開発振興課長通知
「臨床研究に用いる医薬品等の品質の確保のために必要な措置について」
- ・平成30年3月2日厚生労働省研究開発振興課長通知
「臨床研究法における臨床研究の利益相反管理について」

なお、今回お送りする通知も含め、臨床研究法について下記 URL のホームページにまとめて掲載しておりますので、こちらもご参照ください。

厚生労働省「臨床研究法について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>

(照会先)

厚生労働省医政局研究開発振興課

臨床研究管理係長 黒川

TEL: 03-5253-1111 内線 4164

FAX: 03-3503-0595

医政研発 0302 第 7 号
平成 30 年 3 月 2 日

別記団体の長 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課長
(公 印 省 略)

臨床研究に用いる医薬品等の品質の確保に必要な措置について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政研発 0302 第 3 号

平成 30 年 3 月 2 日

別記団体の長 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課長

(公 印 省 略)

臨床研究法における臨床研究の利益相反管理について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。